

鹿屋市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この調達方針において使用する用語の意義は、法第2条で定めるところによる。

3 調達方針の適用範囲

本市の全組織での物品等の調達に適用する。

4 物品等の調達ができる対象施設等

本市において物品等の調達ができる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。ただし、これらの施設等のうち、特に市内に所在する施設等について、調達の対象とすることに努めるものとする。

（1） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所・施設等

ア 就労継続支援事業所（A型、B型）

イ 就労移行支援事業所

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設

（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）

オ 地域活動支援センター

（2） 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき、国、地方公共団体から助成を受けている小規模作業所

（3） 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく特例子会社

イ 重度障害者多数雇用事業所（次に掲げる要件の全てを満たす事業所）

① 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用者の数（短期労働者にあつては、その人数に2分の1を乗じた数）の合計が5人以上

② 全従業員のうちに障害者の占める割合が20%以上

③ 雇用障害者の内に重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の占める割合が30%以上

（4） 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

（5） 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月

23 日閣議決定） 2（3）に記載される共同受注窓口

5 調達の対象品目

障害者就労施設等が受注することが可能なすべての物品等とする。

6 障がい者就労施設等が供給する物品等の調達の目標

障害者就労施設等からの物品等の調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

7 調達の推進方法

- （1） 障がい者就労施設等から提供可能な物品及び各部署が希望する物品購入、役務提供等についての情報を収集し、これらの情報をもとに、各部署に対し障がい者就労施設等への優先調達を依頼する。
- （2） 各部署では、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、鹿屋市契約規則（平成18年規則第61号）等に定める随意契約を活用し、障がい者就労施設等からの発注可能な物品等の優先調達について十分配慮する。
- （3） 市と業務委託契約（指定管理制度による施設等管理委託業務を含む。）を締結している相手方に対し、障がい者就労施設等からの物品等の調達に対する理解と協力を求める。

8 調達方針及び調達実績の公表

- （1） 本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成又は見直したときは、市ホームページ等により公表する。
- （2） 調達実績については、翌年度の5月末までに概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

9 所管する事務等

- （1） 総務部財政課
 - ① 調達方針及び調達実績の作成・公表に関すること。
 - ② 各部署への優先調達依頼に関すること。
- （2） 保健福祉部福祉政策課
 - ① 障がい者就労施設等との連絡調整に関すること。
 - ② 調達可能な物品等の情報収集に関すること。

附則

本方針は、令和7年4月1日から施行する。